



置かれた状況の違いが影響し、それが高齢期の男女間の差の固定化につながっていることが考えられます。こうした現状を踏まえ、長期的かつ世代横断的な視点に立つことが重要であるとの考え方により、検討を進めてきました。

中間的な論点整理では、単身世帯に特に顕著な高齢女性の貧困の問題（図表2・年間所得が150万円未満の世帯が過半数を占める）等、高齢男女の抱える様々な課題を踏まえ、以下の5つの施策分野ごとに取組の方向性を整理して論じました。

- ①高齢期における経済的自立を実現するための取組
- ②女性の状況に配慮した高齢者の就業促進・能力活用の取組
- ③家庭・地域における支え合いのもとでの生活自立に向けた取組
- ④性差に配慮した医療・介護予防への取組
- ⑤女性の介護負担の軽減、良質な医療・介護基盤の構築

本論点整理について12月～1月にかけて募集した国民の皆様からの御意見を踏まえ、春には施策の具体的なあり方を含めて最終的な取りまとめを行う予定です。

今後は、世代によっても大きく異なる高齢期の男女間の生活実態や意識等の状況の違いにもきめ細かく

配慮しながら、高齢者の自立支援施策の在り方についてさらに議論を深めてまいります。

詳細は男女共同参画局ホームページを御覧ください。

## 防災分野での男女共同参画の取組状況について

国の防災基本計画においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等が明記され、男女共同参画基本計画（第2次）においても、防災分野への女性の参画の拡大等が盛り込まれています。

防災分野での男女共同参画の取組を進めるに当たっては、各地方公共団体の取組が重要であり、内閣府では、都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する計画及び地域防災計画の記載内容と具体的な取組等を取りまとめました。

### 1 都道府県・政令指定都市の男女共同参画に関する計画について

- ①「防災に関する計画や防災施策において男女の視点の違いに配慮すること」等が盛り込まれている（26/47都道府県、3/17政令指定都市）
- ②「防災の現場における男女共同参画」等の内容が盛り込まれている（27/47都道府県、6/17政令指定都市）

### 2 都道府県・政令指定都市の地域防災計画について

- ①「男女の視点の違いに配慮すること」等が盛り込まれている（35/47都道府県、7/17政令指定都市）
- ②「防災の現場における男女共同参画」等の内容が盛り込まれている（35/47都道府県、8/17政令指定都市）

### 3 防災分野での男女共同参画に関する主な取組事例

- 婦人防火クラブリーダー研修会の開催
- 女性消防団員の加入促進・活用
- 防災・災害復興と男女共同参画に関するセミナー、講演会の開催

### 4 都道府県・政令指定都市の防災会議における女性委員比率について

- 最高比率 16.0%（鳥取県）
- 最低比率 0%（15都県1市）

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kansieikyo/sidai/ka25-s.html>

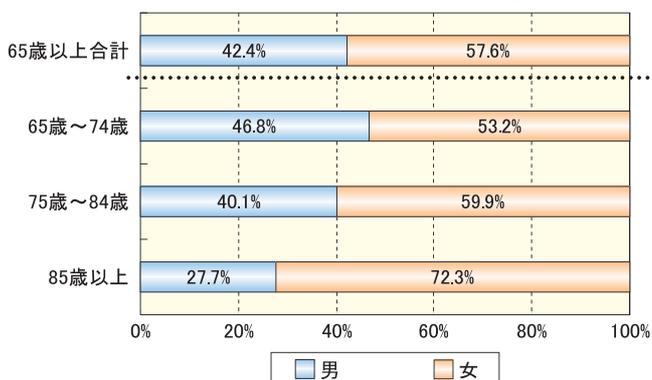
## 男女共同参画宣言都市奨励事業を開催

【越前町】福井県越前町は平成19年12月1日に「越前町男女共同参画宣言都市記念式典」を開催しました。

内閣府からの報告に続き、中・高校生や区長会長ら各世代の代表男女7名と町長により男女共同参画都市宣言が行われました。

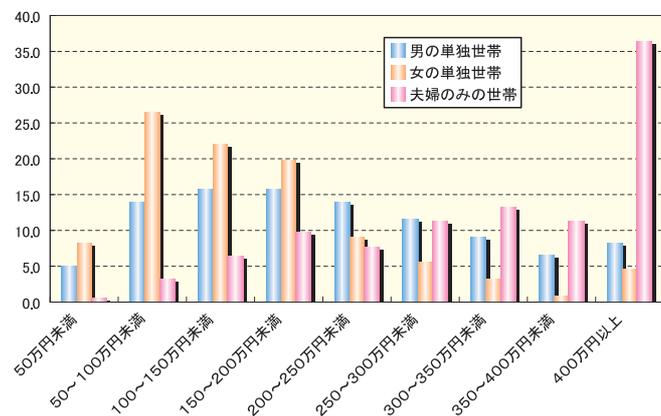
その後、元内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）の猪口邦子衆議院議員から「ともに築く家庭と地域 ～ワーク・ライフ・バランスをめざして～」をテーマに記念講演が行われました。

図表1 高齢者人口における男女の状況



資料:「国勢調査」(総務省、平成17年)

図表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省、平成18年)

- 注1: 世帯構造ごとの総計を100%とした構成割合。
- 注2: 単身世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦世帯は夫の年齢が65歳以上のみ。
- 注3: 夫婦世帯については、「受給額が不明」並びに「夫の年齢不詳」の回答を除く。
- 注4: 同調査における平成17年1年間の所得

続いて、町民による寸劇「村の寄り合い」や「気づき事業」の事例発表を行い、来場者への質問を



はさみながら家庭や地域における男女共同参画推進への理解と協力を呼びかけました。

**【合志市】** 熊本県合志市は内閣府と共催で平成20年1月26日に、「合志市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催しました。

内閣府からの報告に続き、市民から募集した「男女共同参画一行詩」の表彰、懇話会委員による「男女共同参画都市宣言」、在京アナウンサーによる記念講演など、今後の合志市における男女共同参画のまちづくりの道筋が見える、大きな位置付けとなる記念式典となりました。



## 平成19年度女性のエンパワーメント国際フォーラム（専門家会議）

### 「これからの女性リーダー像とは～行政・大学・企業・団体での人材育成支援」

国立女性教育会館では平成19年11月21日、専門家会議「これからの女性リーダー像とは～行政・大学・企業・団体での人材育成支援」を開催しました。当会議は、女性が能力を発揮するために必要な支援のあり方と環境整備について、日本およびアジア各国で女性の人材育成にたずさわる専門家が意見交換を行ったものです。開催に際して、日本および中国、韓国、フィリピン、タイより女性の人材育成に取り組む機関・団体の方14名をお招きし、それぞれの機関での取組と課題について、事例報告と意見交換を行いました。

この専門家会議では、女性の人材育成を進めるためには女性リーダーの存在が大きな役割を果たすことや、リーダー層の拡大と同時に一般の女性たちのエンパワーメントを進める必要があることなどの意見が出され、異なる分野の女性リーダーが交流するまたとない機会となりました。

報告者およびコメンテーター等は、以下のとおり（順不同）。

- 張 静氏（中華全国婦女連合会常務委員、弁公庁主任）
- キム・キョンエ氏（韓国女性政策研究院（KWDI）院長）
- キム・ヒウン氏（韓国両性平等教育振興院（KIGEPE）院長）

- キム・ジェイン氏（韓国両性平等教育振興院（KIGEPE）前院長）
- キャロリン・I. ソブリッチャ氏（フィリピン大学女性学センター長）
- パワディー・トゥンタイ氏（タイ女性監視機構副代表、タマサート大学准教授）
- 林川真紀氏（ユネスコアジア太平洋事務所プログラム専門家）
- 蟻川芳子氏（日本女子大学副学長）
- 岩田喜美枝氏（財団法人取組推進センター）
- 加藤さゆり氏（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）
- 加藤直子氏（埼玉県立男女共同参画センター（With Youさいたま）所長）
- 山口順子氏（津田塾大学学長補佐）
- 永峰好美氏（財団法人銀座取組推進センター）
- 三隅佳子氏（財団法人アジア女性交流・研究フォーラム会長）
- コーディネーター・原ひろ子氏（城西国際大学大学院客員教授）

## 「女性の健康週間」について

厚生労働省では、平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」の柱の一つとして「女性の健康力」が位置付けられたことを受けて、女性の健康に関する普及啓発を推進し、女性の健康づくりを国民運動として展開するため、健康局長の下「女性の健康づくり推進懇談会」を開催し、女性の健康課題について、総合的な検討を行っています（第1回：平成19年12月25日）。女性の健康づくりを推進するためには、女性の健康に関する知識を向上させることや、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心を喚起することが重要であるため、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」として、国や地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業や行事等を展開し、「女性の健康力」に関する国民運動を盛り上げていきたいと考えています。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/s1225-13.html>  
（第1回「女性の健康づくり推進懇談会」）

## 法テラス・リーフレット「ドメスティック・バイオレンス（DV）Q&A」（改訂版）ができました！

法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方などに、そのとき最も必要な支援が受けられるよう法制度の紹介や支援・相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っています。

これまで、DVに関する問い合わせが数多く寄せられ、また、改正配偶者暴力防止法が施行されたことを受け、DVに関する問い合わせの主なものをQ&A形式で分かりやすく解説したリーフレット（改訂版）を作成しました。送付の御希望は、法テラス事務所又は本部犯罪被害者支援室まで。  
（TEL：050-3383-5354）



## 平成20年度「男女共同参画週間」の 標語を募集しています

内閣府では、6月23日から29日まで実施する「男女共同参画週間」の趣旨を広く浸透させるため、次のとおり標語を募集します。

### 1 募集内容

身近なところから男女共同参画を推進するような標語を募集します。

### 2 応募資格

個人のみ。応募作品は、未発表の自作のものに限ります。

### 3 応募期間

平成20年2月29日(金)必着

### 4 応募方法

官製ハガキ、電子メール、ファクシミリ1通につき1作品を記入し(何通でも可)、住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、下記宛先までお送り下さい。応募作品はお返しいたしません。

### 5 審査等

内閣府において審査を行い、入賞作品(最優秀賞1作品、優秀賞2作品)を決定します。入賞作品は、応募者ご本人に通知し、記念品をお送りします。最優秀作品は、「男女共同参画週間」のポスター等に使用するほか、6月23日(月)に開催予定の「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において表彰します。なお、入賞作品の著作権は、内閣府に帰属します。

宛先:

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課「標語募集係」あて

FAX: 03-3581-9566 <http://www.gender.go.jp/>

## 日光市男女共同参画宣言都市奨励事業

日程:平成20年3月15日(土) 12:30~

場所:日光市今市文化会館

内容:宣言文発表、ポスター・キャッチフレーズ入賞者表彰、内閣府報告、

「男女共同参画プラン日光」発表、

記念講演「一人ひとりが輝こう・・・私の個性もあなたの個性も」(住田裕子弁護士) など

問合せ先:日光市企画部男女共同参画課

TEL:0288-21-5148

FAX:0288-21-5109

[danjo-sankaku@city.nikko.lg.jp](mailto:danjo-sankaku@city.nikko.lg.jp)

## ごあいさつ

本誌は、昭和53年に「婦人問題企画推進本部ニュースえがりて」として創刊後、平成6年7月に「男女共同参画推進本部ニュースえがりて」、平成15年10月には「男女共同参画推進本部ニュース」となり、これまで約30年の長きにわたり、皆様に国内本部機構、地方公共団体、民間等の男女共同参画に対する取組や活動情報などを分かりやすく紹介してまいりました。

内閣府におきましては、より多くの皆様に男女共同参画社会について考え、関心を持っていただくために、現在、広報の推進について検討を重ねており、来年度からは、「男女共同参画推進本部ニュース」を発展させ、最新の情報をより一層読みやすく、充実した内容の月刊総合情報誌「共同参画」を新たに発行することといたしました。新広報誌は関係機関等に幅広く配布するとともに、内閣府ホームページからも御覧になれるようにする予定です。

新広報誌を一層御愛顧いただきますとともに今後とも男女共同参画社会の実現に向けて皆様からの御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

平成20年2月

内閣府男女共同参画局長

板東久美子

編集・発行:内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL:03-5253-2111(代) FAX:03-3581-9566

発行日:偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>